

## 食のみやことっとり～食育プラン～(案)についての パブリックコメント実施結果

### 1 パブリックコメントの実施状況

#### (1) 募集期間

平成20年2月8日～平成20年3月7日

#### (2) 周知方法

周知方法：報道機関への資料提供、ホームページ、新聞広告

応募方法：郵便、ファクシミリ、電子メール、県民室・県民局・福祉保健局等への  
意見募集箱への投函

#### (3) 応募件数：7件(24項目)

#### < 意見項目数の総括表 >

	意見を参 考にして 修正する もの	現在の計 画案で対 応済みの もの	計画に反 映できな いもの	計画に直 接関係が ないもの	今後の検 討課題	その他の 意見	合計
合計	9	8	1	1	5		24

### 2 意見の概要と対応方針

区分	意見の概要	対応方針
現状	国民健康・栄養調査の結果は最新の公表情報にした方がよい。	最新の情報へ差し替える。
これからの食育	重点目標(1)の生産者団体の実践行動計画「米の消費拡大」は生産者団体だけが取り組むのではなく全体で取り組むべき。また、米だけでなく牛乳の消費拡大も明記してほしい。	「また、地元の野菜やきのこ、肉や魚、卵や豆腐、牛乳・乳製品や果物などのよさも普及します。」を追加する。
	重点目標(1)の目標について、食事バランスガイドも大切だが、カルシウム摂取量の不足が課題の一つでもあることから、牛乳・乳製品を毎日摂る旨記載してほしい。	食事バランスガイドは、1日に何をどれだけ食べたらよいかをわかりやすく示したイラストであり、牛乳・乳製品を毎日摂取する旨は食事バランスガイドにより示されている。

<p>重点目標（２）の目標に「食を正しく選択できる判断力を養う」を加えた方がよい。</p>	<p>「食を選択する力」には大きく栄養面と安全・衛生面がある。栄養面については、重点目標（１）の目標「バランスのよい食生活を実践する」及び重点目標（２）の目標「食と健康の関わりを理解する」、安全・衛生面については、重点目標（２）の目標「食の安全に対する意識を高める」及び「食品表示を理解する」に盛り込んでいる。</p>
<p>重点目標（２）の生産者団体の実践行動計画に、生産現場を知ってもらうための活動をする旨記載してほしい。</p>	<p>生産現場の体験学習等については、「食農教育等」として重点目標（３）の目標「地元農林水産物について理解する」及び「食農教育等を通して食と農林水産業の関わりを理解する」に盛り込んでいる。</p>
<p>重点目標（２）の学校・幼稚園の実践行動計画に「栄養教諭や学校栄養職員等の専門家による食の指導」と書かれているが、専門家だけでなく各教師が自ら知識を身につけ、実践することが大切であるため、この記載では不十分である。また、「毎年１回は食育活動実践報告・発表会を実施し、研修を深める」旨記載してほしい。</p>	<p>各教師による食育の実践については、重点目標（２）の「学校・幼稚園」の実践行動計画「食に関する指導年間計画を作成し、地域の実態や児童生徒の発段階に応じた系統的な指導を推進していきます。」及び「市町村・県」の実践行動計画「学校における食育の充実を図るための食育ハンドブックを作成し、学校における食に関する指導の推進に役立てます。」のとおり記載している。食育活動実践報告については、「健康を支える食文化」推進部会で協議・検討・実践したことについて県民へ情報提供する場を検討する。</p>
<p>重点目標（３）の目標に「生産過程を理解する」を加えた方がよい。</p>	<p>生産過程の理解については、目標「食農教育等を通して食と農林水産業の関わりを理解する」に盛り込んでいる。</p>
<p>重点目標（３）の学校・幼稚園の実践行</p>	<p>盛り込む。</p>

	<p>動計画 3 つめの文章に「生産者等との調理実習や交流給食等を通して・・・」と明記してほしい。</p>	
	<p>重点目標（3）の生産者団体の実践行動計画の 3 つめの文章に、小学生だけでなく、保育所、幼稚園、中学生、高校生、大学生も明記してほしい。</p>	盛り込む。
	<p>重点目標（4）について、「郷土の食」は、旬の料理や伝統食だけでなく地元の特産品等の料理も含めた広いものであることを明記してほしい。</p>	盛り込む。
	<p>「鳥取の伝統の食・郷土の食」に  <ul style="list-style-type: none"> <li>・みるくなべ（県全域）</li> <li>・牛乳入り炊き込みご飯（県全域）</li> <li>・みるくもち（県全域）</li> </ul> を追加してほしい。</p>	<p>「鳥取の伝統の食・郷土の食」には、「とっとり旬の味」（鳥取県地産地消推進室発行）、「八頭のあじ」（八頭生活改善実行グループ連絡協議会、八頭地方農林振興局発行）及び「聞き書鳥取の食事」（社団法人農林漁村文化協会発行）に記載されているものの中から主なものを抜粋したものである。紙面の都合により、すべてを記載することができないが、記載しているもののほかにも多くあると考える。</p>
推進体制	<p>実践行動計画を各実施主体が進めていく上での進捗管理や、その進捗管理の目標の妥当性についての評価機能などの具体的な推進体制が必要である。</p>	<p>「健康を支える食文化」推進部会で進捗管理等についても行っていく予定である。</p>
	<p>より県民にわかりやすい計画とするため、各圏域の推進体制について記載してほしい。</p>	<p>「各圏域においては、地域の実情に応じた推進体制により食育を推進する」旨を記載する。</p>
	<p>食育は多部局で連携して取り組むものであるため、推進体制の中の「食事推進部会」には福祉保健局ではなく「総合事務所」としてほしい。</p>	<p>「総合事務所」とする。</p>

	「食事」推進部会という名称を「正しい食習慣」推進部会、「食生活」推進部会、「食の実践」部会等にしてほしい。	「健康を支える食文化」推進部会とする。
	「学識」に鳥取環境大学も入れるべき。また、鳥取大学は医学部に限定しているのはおかしい。	鳥取環境大学を加えるとともに、鳥取大学医学部を鳥取大学とする。
	「職域」に、各ＪＡ、大山乳業、漁協、林業関係団体等を明記し、構成員に加えてほしい。	該当する団体を検討し、加える。
	構成団体に行政機関の割合が高く、難しくなるのではないか。各家庭、地域、消費者の目線で推進できる体制作りを要望する。消費者、生産者、販売者、学識経験者を構成員にお願いしたい。 (PTA連合会、公民館、婦人会、消費者グループ、生協、ＪＡグループ、食品業界等)	食育を地域ぐるみで推進するため、例示の団体も考慮しながら構成団体を検討する。
その他	県では食育を推進するという一方で、県内で給食の民間委託が進む等の状況がある。各自治体の自主的な取組に任せるのではなく、次代を担う子どもたちに安心・安全な食材・人材の確保する環境づくりが大切である。	調理業務を民間委託するにあたっては、給食施設設置者の管理のもと、給食の安全、衛生及び栄養面での質が確保される体制が整っている限り、各自治体の事情に応じた取組を推進していただきたいと考える。
	牛乳・乳製品をもっと食卓に取り入れるような内容にしてほしい。	食事バランスガイドを理解し活用することで、牛乳・乳製品を食卓に取り入れることにつながる。
	生産現場と保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校等教育現場とが連携した取組が実践されるような内容にしてほしい。また、教育現場で一貫した食育ができるよう、具体的なカリキュラムを組んで実践していくことが大切だと思う。	生産現場と教育現場とが連携した取組については、重点目標(3)の「保育所」及び「学校・幼稚園」の実践行動計画に盛り込んでいる。 一貫した食育の実践については、健康づくり文化創造推進本部及び「健康を支える食文化」推進部会の中で

	情報交換を行うことにより、効果的な取組を推進していく。
子どもの食育を取り巻く大人の役割を明確にし、みんなで食育活動に取り組めるようにしてほしい。	家庭の中での大人の役割を始めとして、食育実践者ごとの取組内容を記載しており、みんなで食育に取り組めるものになっている。
年に1回、食育活動フォーラムのような報告・発表会を県全体で取り組んでほしい。	「健康を支える食文化」推進部会で協議・検討・実践したことについて県民へ情報提供する場を検討する。
食生活は体の健康だけでなく心の健康にも大切であることを明記してほしい。	重点目標(1)の目標「食のマナーを身につける」及び重点目標(3)「食に対する感謝の心を養う」に盛り込まれている。